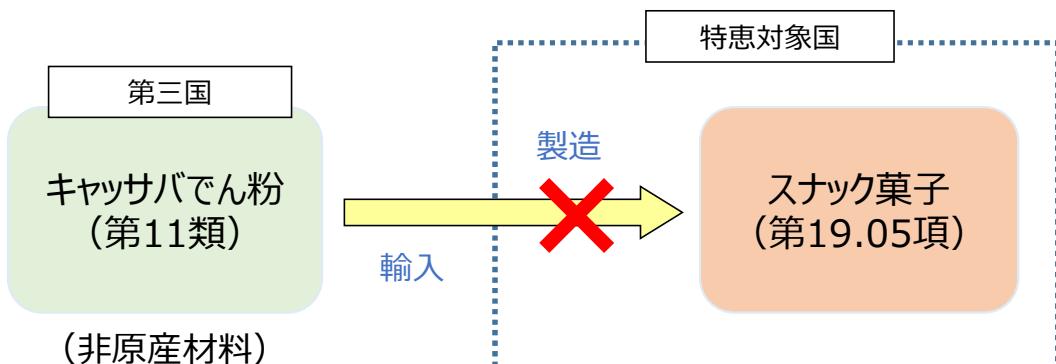


產品名	スナック菓子	HS番号	第19.05項
協定名	GSP（一般特恵）	特恵符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	P（完全生産品）
原産品としての資格を与えるための条件	第11類（別表第19.05項の（2）に掲げる物品※の原産地において第7類、第8類又は第10類に該当する物品から製造したもの）を除く。又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造		
概要	<p>材料を確認したところ、非原産材料であるキヤッサバでん粉（第11類）から生産されていたことが判明。非原産材料であるキヤッサバでん粉（第11類）からの製造は関税暫定措置法施行規則別表に定める条件を満たさない。また、第19類の产品には、僅少の非原産材料の規定※も適用できない。したがって、一般特恵関税制度上の原産地は当該特恵対象国と認められない。</p> <p>※最終产品（本件においては、スナック菓子）を指す。</p>		



原産品としての資格を与えるための条件を満たすための要件

第11類のキヤッサバでん粉を使用する場合は、**原産材料であることが必要**。ただし、第11類のキヤッサバでん粉が非原産材料であっても、特恵対象国において、**第7類の非原産材料であるキヤッサバ芋から製造したもの**であれば使用が認められる。

僅少の非原産材料を適用は？

当該規定の適用対象は、**第50類～第63類**であり、第19類の产品には適用できない。